

資格喪失証明書

1. 被保険者であった者について記入する欄

フリガナ			生年月日				
氏名				年	月	日	
現住所	〒						
基礎年金番号							
保険者番号		被保険者証 記号番号	記号:	番号:			
取得年月日 (入社日)	年	月	日	喪失年月日 (退職日)	年	月	日
					年	月	日

※喪失年月日は、退職日の翌日となります。

2. 被扶養者であった者について記入する欄

氏名	生年月日	続柄	認定年月日	解除又は喪失年月日
	年 月 日		年 月 日	年 月 日
	年 月 日		年 月 日	年 月 日
	年 月 日		年 月 日	年 月 日
	年 月 日		年 月 日	年 月 日
	年 月 日		年 月 日	年 月 日
	年 月 日		年 月 日	年 月 日

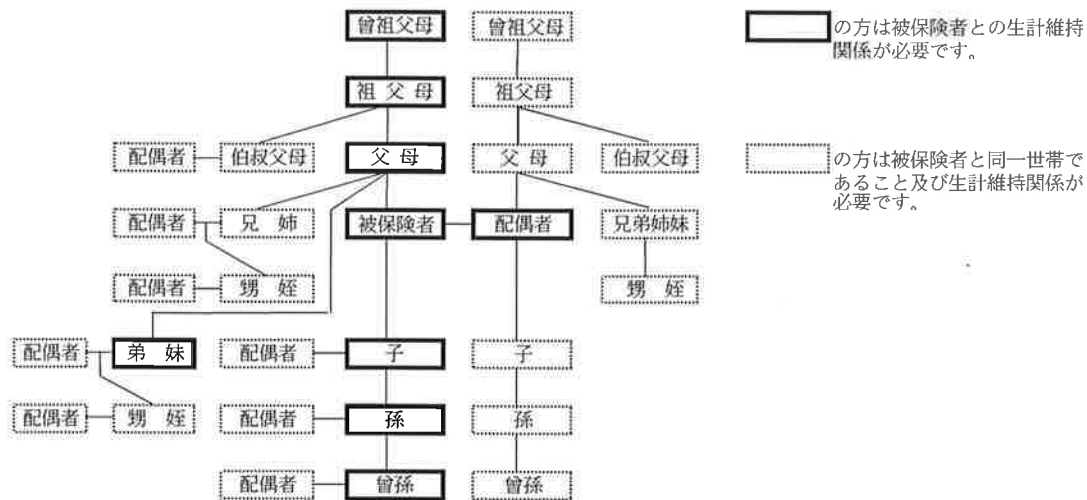
年 月 日 事業所名称
所在地
代表者名
電話番号

㊞

この証明書は、お住まいの市町村にて
 ※国民年金の資格取得の届出の際、この喪失証明書、年金手帳・印鑑等をご持参のうえ提出してください。
 ※国民健康保険の資格取得の届出の際、この喪失証明書、印鑑・身分確認できるもの（運転免許証等）等を持参のうえ、提出してください。
 なお、家族が国民健康保険に加入している場合は、その国民健康保険被保険者証も提出してください。
 （健康保険に加入するには、退職前の健康保険に加入する任意継続と市町村が行う国民健康保険を選ぶことができますので、両者の違い等を確認してください。）
 ※加入の手続きは、職場の健康保険等の資格喪失後14日以内にしてください。
 ※手続きが遅れた場合は、保険税をさかのぼって納めていただくことになります。また、その間の医療費が全額自己負担になることがあります。

職場の健康保険の被扶養者(扶養家族)になれませんか?

あなたの年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または一定の障がいがある場合は180万円未満)の場合、下の図の範囲の方は、ご家族の社会保険に被扶養者として加入できる場合があります。
 ※職場の健康保険に加入されているご家族の収入を主として生計維持していることが前提です。収入には遺族年金、障害年金などの非課税所得も含まれます。また、上記の収入(130万円または180万円)は、年度途中で変更となる場合がありますのでご注意ください。



- 手続はご家族の職場(事業主)を通じての届出となりますので、職場の健康保険担当者へ相談しましょう
 (被扶養者の多少は、職場の健康保険料の算出には直接関係しません。)

ご存知ですか? こんな制度

★任意継続被保険者

職場の健康保険に2ヶ月(共済組合は1年)以上加入していた人が退職した場合、申し出により、原則として2年以内に限って今までの保険を継続することができます。

- 手続きは、退職後20日以内に、加入していた健康保険組合や年金事務所などへ。